としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)) ただし、上記(ｱ)、(ｲ)は同一工事でなくてもよい。

ただし、申請できる同種工事の工事経験は２件までとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(3)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。

3　段階的選抜に関する事項

(1)　一次審査　上記２に掲げる競争参加資格（2(1)⑥を除く）を満たす者について、企業の技術力及び配置予定技術者の技術力を評価し、一次審査評価点を算出して与え、入札説明書に示す選抜者数を上限として、一次審査評価点合計の上位の者を選抜する。

ただし、選抜者数上限となる者の審査評価点合計と同じ点数の者が複数いる場合は、その全ての者を含むものとする。

なお、競争参加資格（2(1)⑥を除く）を満たす者の数が10者に満たない場合は、競争参加資格（2(1)⑥を除く）を満たす者全てについて、一次選抜された者と認める。

詳細は、入札説明書による。

(2)　二次審査　発注者から上記(1)に掲げる競争参加資格があると認められ、一次選抜された者について、工事全般の施工計画の評価を行う。

その際、発注者から「工事全般の施工計画書」について適正であると認められた者が、競争参加資格を有する者として、入札に参加することができる。

詳細は、入札説明書による。

4　総合評価に関する事項

(1)　落札方式

①　入札参加者は「価格」、「工事全般の施工計画」及び「施工体制」をもって入札し、次の(ｱ)、(ｲ)の要件に該当する者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ｲ)　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

(2)　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を60点とする。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ｱ)の評価項目の評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(ｲ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

(ｱ)　工事全般の施工計画（２件の工事において共通）

(ｲ)　施工体制（施工体制評価点）

③　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④　②(ｱ)、(ｲ)の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②(ｱ)の工事全般の施工計画並びに②(ｲ)の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑤　②(ｱ)の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（60点）、Ⅳ（45点）、Ⅲ（30点）、Ⅱ（15点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

(3)　(2)②(ｱ)の評価基準の詳細は入札説明書による。

(4)　(2)②(ｱ)で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。

5　入札手続等

(1)　担当部局　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525　電子メールktr-denshi-baitai@mlit.go.jp

(2)　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は令和２年９月15日から令和３年１月22日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし最終日は、９時00分から12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールより電子データを交付するので、上記(1)に電子メールにて依頼を行うこと。

受付期間は、令和２年９月15日から令和３年１月22日までの休日を除く毎日、９時15分から18時00分まで。ただし最終日は、９時15分から12時00分までとする。

(3)　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

１）一次審査申請書及び一次審査資料　令和２年９月15日から令和２年10月１日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和２年９月15日から令和２年10月１日までの休日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記(1)へ持参すること。詳細は入札説明書による。

２）競争参加資格確認申請書（二次審査）(以下「二次審査申請書」という）及び二次審査資料　3(1)により一次選抜された者は、令和２年10月23日から令和２年11月11日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和２年10月23日から令和２年11月11日までの休日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記(1)へ持参すること。詳細は入札説明書による。

(4)　歩掛見積参考資料の交付期間、場所及び方法　二次審査を経て競争参加資格を有すると認められた者に対しては、歩掛見積参考資料を電子入札システムにより交付する。交付期間は令和２年12月９日から令和３年１月22日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし最終日は、９時00分から12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない競争参加資格を有する者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記(1)に電子メールにて依頼を行うこと。

交付期間は、令和２年12月９日から令和３年１月22日までの休日を除く毎日、９時15分から18時00分まで。ただし、最終日は、９時15分から12時00分までとする。